

新たにスタート! 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」

基本目標1

つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う関係が生まれる場を作ります。

ご近所同士であいさつをしてみよう

認知症や障害のことを学んでみよう

基本目標2

活動する

それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

自分のできることを考えてみよう

ボランティアセンターに電話してみよう

基本目標3

支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるように、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

困りごとをつなげる相談窓口を知っておこう

地域のことを話し合う場に参加しよう

茅ヶ崎市では、平成27年度から、市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体化し、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」(平成27年度～令和2年度として)連携して地域福祉を推進してきました。
今年度からは「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」(令和3年度～令和7年度)が新たにスタートしています。
計画は「私たち」を主語に、茅ヶ崎市に暮らすみんなの計画として作られています。今回は、目指す方向性を共有するために設定された「3つの基本目標」をご紹介します。
この3つは、相互に循環する関係でもあります。

「お互いが知り合い、つながることを出発点に、関心を持ったことや好きなことで地域に参加し、活動しよう。そして一人ひとりのできることを持ち寄って、支え合うまちをみんなの「OWN」にする。」
そんな思いがこの計画には託されているのです。
計画をぜひお読みいただき、ご自分のできること、関心のあることに参加してみてください。

*計画の冊子は、市社協のほか市福祉政策課でも配布しています。
市社協のホームページでもご覧ください(ダウンロード可)。
<http://www.shakyo-chigasaki.or.jp/>



茅ヶ崎市地域福祉活動計画
推進委員会委員長 島村俊夫

ただの「活動」ではなく「福祉」という言葉が入っているというところは、計画の実施にあたって、「優しい」「思いやり」がなければならぬと考えます。計画に携わる方々がそれぞれ自分の「できること」「できないこと」「期待されること」「やりたいこと」のバランスを考えながら、より良い計画の実施につながってほしいものです。

茅ヶ崎市(地域福祉計画)と茅ヶ崎市社会福祉協議会(地域福祉活動計画)とが合体した計画となり、本計画も「期目」になります。
『みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2』の愛称にもあるように、地域福祉は、行政だけでなく、実施できるものではありません。地域に住む私たち住民も一緒に、各専門家・行政とともに力を合わせてこそ実行できるものだと考えます。それだからこそ「みんながつながる」になったと思います。
1つ1つの計画の実施が果たされたら本計画が意味あるものとなります。一人ひとりが自分事として本計画に携わっていただけるとを望みます。

一人ひとりが自分事として
「委員長からのメッセージ」

送迎ボランティア募集!

市社協では、身体障がいのため外出が困難な車いす利用者を対象に、車いすごと乗れる福祉車両を使用して、通院等の送迎をボランティアさんの協力を得て行っています。

あなたも送迎ボランティアになって、地域の福祉を支えてみませんか?
(市社協は、道路運送法における福祉有償運送の登録事業者です)

◎活動日・時間

月～金曜日の8時30分～17時で都合の良い時間(祝日、年末年始は除く)
活動を希望される方は、担当まで電話連絡の上、一度ご来所ください。
※月1回の活動でも大歓迎です!無理のない範囲で活動できます。
※希望に応じて活動を見学することもできます。

お問合せ 月曜～金曜 8時30分～17時15分(祝日、年末年始は除く)
TEL:85-9650(ハンディキャブ担当まで)

空いている時間を使って、社会貢献ができるボランティアです。
運転の経験を活かして、ボランティア活動をしてみませんか。

募集条件(以下の①～④を全て満たしている方)

- ①70歳未満の方(定年は満80歳)
 - ②普通自動車免許を保持し、運転経験5年以上の方
 - ③過去2年以内に運転免許停止処分を受けていない方
 - ④国土交通省認定講習(2日間)を受講していただける方
- ※自家用車をお使いいただく「個人送迎ボランティア」も大募集中です!



あんしんセンターからのお知らせ

不安がある方へ!!弁護士さんが無料で

判断能力に自信がなくなった時を
考えての準備や

判断能力に疑問がある
親族のための

成年後見相談を受けます。

【令和3年度 予定】

と き: 偶数月の第1水曜日
13時15分～16時55分(40分間)
令和3年 8月4日 10月6日
令和3年 12月1日 令和4年 2月2日

と ころ: 市社協 相談室
受 付: 予約制(相談日前月の1日～相談日前日)
対 象: 市内在住者・市内在住者を支援する事業所や相談所等
定 員: 毎回5名(先着順) *時間の指定はできません。
*12月29日～1月3日は、予約受付できません。

お申込・お問合せ 市社協あんしんセンター ☎(85) 1066

